

平成 19 年 4 月 1 日改定予定

事業の種類	雇用保険率	事業主負担率	被保険者負担率
1 一般の事業 (2・3以外の事業)	$\frac{15}{1000}$	$\frac{9}{1000}$	$\frac{6}{1000}$
2 農林水産の事業 清酒製造の事業	$\frac{17}{1000}$	$\frac{10}{1000}$	$\frac{7}{1000}$
3 建設の事業	$\frac{18}{1000}$	$\frac{11}{1000}$	$\frac{7}{1000}$

新雇用保険率については、関係法律の改正法案が国会で成立すれば、改定される予定です。

雇用保険の被保険者負担分の保険料は、賃金が支払われる都度、上記の表に基づき算出し、賃金から控除します。

上記により計算した被保険者負担分に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数の取扱いは以下のとおりとなります。

被保険者負担分を賃金から源泉控除する場合、被保険者負担分の端数が 50 銭以下の場合には切り捨て、50 銭 1 厘以上の場合には切り上げとなります。

被保険者負担分を被保険者が事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が 50 銭未満の場合には切り捨て、50 銭以上の場合には切り上げとなります。

ただし、慣習的な取扱い等の特約がある場合には、この限りではありません。

(被保険者負担分 1 円未満はすべて切り捨て等)